破産手続廃止及び免責許可決定

平成２５年（フ）第１３号
宮城県登米市東和町米川字馬ノ足105番地
破産者　源　　貞継
1　決定年月日　平成25年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所登米支部

平成２５年（フ）第１４号
宮城県登米市迫町佐沼字中江１丁目９番地３ウエストハウスＥ号
破産者　高橋　和頼
1　決定年月日　平成25年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所登米支部

平成２５年（フ）第１６号
宮城県登米市迫町北方字大沢57番地
破産者　鈴木　健一
1　決定年月日　平成25年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所登米支部

平成２５年（フ）第１２号
秋田県由利本荘市水林402番地８
破産者　池泉　正和
1　決定年月日　平成25年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所本荘支部

平成２５年（フ）第３６号
茨城県神栖市知手中央９丁目４番26号　新倉マンション301、申立時の住所茨城県神栖市堀割２丁目19番２号
破産者　山村　　誠
1　決定年月日　平成25年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所麻生支部

平成２４年（フ）第１５５号
茨城県つくば市下広岡670番地71、前住所茨城県つくば市島名4436番地　香取台Ｂ57街区１ガレリアヴェール1322号
破産者　柴山　智子
1　決定年月日　平成25年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第２３９号
茨城県古河市大堤59番地19　メゾングランデール古河101、前住所茨城県古河市大堤183番地６
破産者　青木　芳行
1　決定年月日　平成25年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第２５号
群馬県沼田市上原町1660番地16　ハイツツノイシ１－Ｄ号
破産者　阿部　　健
1　決定年月日　平成25年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２４年（フ）第２６号
群馬県沼田市上原町1660番地16　ハイツツノイシ１－Ｄ号
破産者　阿部真理子
1　決定年月日　平成25年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２４年（フ）第２９７号
埼玉県深谷市東方町５丁目７番地13、開始決定時の住所埼玉県熊谷市別府１丁目21番地
破産者　廣川　　勇
1　決定年月日　平成25年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第３１６号
神奈川県横浜市港南区芹が谷３丁目15番８号
破産者　塚田　邦彦
1　決定年月日　平成25年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第８３７号
横浜市鶴見区下末吉１丁目６番９号　岩見荘102
破産者　池谷芳次郎
1　決定年月日　平成25年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１０７４号
神奈川県茅ヶ崎市矢畑７番地１―105号　湘南エグゼ
破産者　荻野慎太郎
1　決定年月日　平成25年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第６５号
富山市高屋敷722番地56、前住所富山市山室荒屋15番地58
破産者　坂田　浩章
1　決定年月日　平成25年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２１１号
福井市菅谷２丁目３―６　啓発寮内、申立時の住所福井市円山１丁目601番地
破産者　海邊　直久
1　決定年月日　平成25年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１２２号
福井県鯖江市吉谷町147番地
破産者　堀　　等
1　決定年月日　平成25年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１５０号
福井県吉田郡永平寺町谷口第10号20番地
破産者　鰐渕　幸隆
1　決定年月日　平成25年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１６４号
福井市日之出２丁目２番13号
破産者　久保　正三
1　決定年月日　平成25年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１６５号
福井市日之出２丁目２番13号
破産者　久保　玲子
1　決定年月日　平成25年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係